

船舶事故調査報告書

平成28年5月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成27年5月1日 13時41分ごろ
発生場所	鹿児島県日置市江口漁港北方の海岸 串木野港三ツ瀬照射灯から真方位137°7,300m付近 (概位 北緯31°39.6′ 東経130°18.7′)
事故の概要	漁船松栄丸は、東進中、干出浜に乗り揚げた。 松栄丸は、船底に擦過傷等を生じた。
事故調査の経過	平成27年12月9日、調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 松栄丸、4.4トン KG3-32638、個人所有 第295-46312号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船底に擦過傷等及びプロペラ翼に曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期、潮高 約80cm
事故の経過	本船は、船首約0.5m、船尾約1.2mの喫水により、江口漁港西方沖約9海里の漁場を出発したのち、船長が、同漁港に向けて自動操舵とし、背もたれ及び肘掛け付きの椅子に腰を掛けていた。 船長は、若干の眠気を催したものの、もうすぐ港に到着するので、眠ることはないと思って航行を続けていたところ、間もなく居眠りに陥り、干出浜に乗り揚げた。
分析	本船は、船長が居眠りに陥ったことから、江口漁港北方の海岸に向かう針路で航行したものと考えられる。 船長は、眠気を催した際、自動操舵の状態ですべての椅子に腰を掛けていたことから、居眠りに陥ったものと考えられる。
原因	本事故は、船長が居眠りに陥ったため、江口漁港北方の海岸に向かう針路で航行し、同海岸の干出浜に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。